○飯島町商工業振興事業補助金交付要綱

平成13年 3 月 26日 告示第18号 (全改)

改正 平成16年3月29日告示第24号 平成18年3月20日告示第73号 平成19年8月28日告示第62号 平成22年2月24日告示第21号 平成25年3月15日告示第27号 平成26年4月1日告示第46号 平成27年9月3日告示第73号 平成30年3月23日告示第18号 平成31年2月14日告示第5号 令和2年3月24日告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における工場等の新設、町外からの企業立地の促進及び町内企業の振興を目的として補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則(昭和36年飯島町規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平成18告示73・全改)

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 補助事業 この要綱の規定に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付を受け、又は受けようとする事務又は事業をいう。
 - (2) 中小企業者 町内に事業所等を有する法人、個人であって中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び同号の2に規定する者をいう。
 - (3) 工場 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号。以下「標準産業分類」という。)に掲げる大分類E一製造業に属する事業を主たる事業とする企業が、物品の製造、加工又は印刷(以下「製造加工等」という。)を行う建物をいう。
 - (4) 工場等 商店等並びに工場又は商店等並びに工場におけるサービス販売並びに製造加工等に必要となる機械器具等及び事務所、倉庫若しくは資材置場をいう。

- (5) 固定資産 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1項第1号に規定する資産 の内、法定償却年数3年以下の固定資産を除く資産をいう。
- (6) 投下固定資産総額 毎年1月1日現在における過去1ケ年間に新設又は増設した 固定資産の取得価額の合計額
- (7) 新設 町内に工場等を有しない者及び町内に住所を有する法人又は個人が新たに 工場等を設置することをいう。
- (8) 増設 町内に工場等を有する者が新たに工場等を設置することをいう。
- (9) 新規企業 中小企業等で、新たに町内に事業所等を有することとなったものをいう。
- (10) 商業 町内に店舗を有し、住民に直接販売等を行っている別表第1に掲げるものをいう。

(平成18告示73・平成19告示62・平成27告示73・平成30告示18・一部改正) (補助金の交付等)

- 第3条 町長は、別表第2に掲げる対象者が行う同表左欄に掲げる補助事業に対し、同表 に定める補助の対象となる経費、補助率等の区分に応じ、予算の範囲内で補助金を交付 する。
- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、補助事業の実施に伴い当該実施する区域周辺の景 観及び環境を著しく損なうことになると認めたときは、当該事業に補助金を交付しない。
- 3 町長は、補助事業に係る補助金の交付を、複数年度にわたり分割して行うことができる。この場合における補助金の交付合計額は、別表第2に掲げる補助事業に係る補助限度額を超えないものとする。

(平成18告示73・平成27告示73・一部改正)

(交付の条件)

- 第4条 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。
 - (1) 事業計画に基づき、事業の完遂能力を有すること。
 - (2) 町内で事業を営んでいる者及び町内に新規開業する者で、町税その他義務的納金を滞納していないこと。
 - (3) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに町長に報告してその承認を受けること。
 - (4) 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに町長に報告してその承認を受けること。
 - (5) その他

(申請書の様式等)

第5条 規則第3条に規定する申請は、飯島町商工業振興事業補助金交付申請書(様式第

1号~3号及び様式第7号)によるものとする。

(平成19告示62・一部改正)

(変更承認申請書の様式)

(補助金交付の決定)

第6条 第4条第3号又は第4号の規定による町長の承認を受けようとするときは、飯島町商工業振興事業計画変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

第7条 第3条に規定する事業の補助金は、事業完了後決定し交付するものとする。

2 ただし、事業用施設新増設支援事業及び事業用施設新設支援事業については、投下した固定資産の属する年の翌年度において決定し交付するものとする。

(平成19告示62·一部改正)

(実績報告書の様式等)

- 第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、飯島町商工業振興事業実績報告書(様式第 5号)によるものとする。
- 2 前項の報告書の提出期限は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定 めるとおりとする。
 - (1) 事業用施設新増設支援事業以外のもの 補助事業の完了日から起算して20日を経 過した日又は規則第4条の規定による補助金の交付決定のあった年度の3月31日のい ずれか早い日
 - (2) 事業用施設新増設支援事業 第5条の申請書をもってこれに代える。

(平成30告示18・一部改正)

(補助金の交付請求)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付の通知を受けた者が補助金の交付を請求するときは、飯島町商工業振興事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(飯島町企業振興補助金交付要綱及び飯島町中型小売店舗対策要綱の廃止)

2 飯島町中型小売店舗対策要綱(昭和54年飯島町告示第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに交付決定のあった分については、なお従前の例によ

る。

附 則 (平成16年告示第24号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第73号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第62号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第27号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第46号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第73号)

この要綱は、公布の日から施行しこの要綱による改正後の要綱の規定は、平成27年4月1日に遡って適用する。

附 則 (平成30年告示第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第5号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第34号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1

(平成27告示73・追加)

日本標準産業分類

大分類	中分類	小分類
I 卸売業、小売業	56 各種商品小売業	
	57 織物、衣服、身の回り品小売	
	業	
	58 飲食料品小売業	
	59 機械器具小売業	

		i		i	-
		60	その他の小売業		
J	金融業、保険業	67	保険業		
M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業		
		76	飲食店		
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業		
		79	その他の生活関連サービス		
		業			
P	医療、福祉	83	医療業	835	療術業
R	サービス業	88	廃棄物処理業	881	一般廃棄物処
				理	業
		89	自動車整備業		

別表第2(第3条関係)

(平成25告示27・全改、平成26告示46・一部改正、平成27告示73・旧別表・一部 改正、平成31告示5・令和2告示34・令和5告示14・一部改正)

	1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	即改正)	
補助	対象者	補助事業の内容	補助対象経費	事業規模及び補助	摘要
事業				率等	
名					
商工	飯島町商工	小規模事業者経営	・長野県知事が認め	県が認めた小規模	
振興	会	指導事業	た事業及び事業費	事業者経営指導費	
支援		・中小企業者の経営		補助金交付要綱(平	
事業		確立を促進するた		成5年5中第260号)	
		めに行う指導事業		に基づいて行う事	
				業の事業費から、県	
				補助金を差し引い	
				た額以内	
		商工会活動支援事	• 事務職員人件費	補助金額 上限500	
		業	• 事務機器費	万円	
		・商工会活動及び運	• 組織育成費	補助率事業費の5/	
		営の支援事業	• 催事費等	10	
		人材育成事業	• 研修会等講師費	補助金額 上限150	
		人材育成計画に基	• 資料費等	万円	
		づく講座、研修会、	• 後継者育成事業費	補助率事業費の5/	
		各種セミナーの開	・会員の福利厚生事	10	

		 催人づくり及び組	 業費	
		織づくりの支援事		
		業	(A) 扩大员	
			· 調査委託費	補助金額 上限50
			調査安に負 ・調査のための資材	
		実施、消費者懇談		補助率事業費の5/
			・ ・ ・ ・ ・ 懇談会等に要する	
		モニターの設置事		10
		業	^質	
		未	する経費	
		 		油 BL A A BL I BL I A
			·経営診断委託料、	
		業	資材費等経費	万円
		· 中小企業者、商店		補助率事業費の5/
		街等経営診断事業	友任TT 40 ∧ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	10
			・各種研修会・講習	
		業	会等の講師の派遣	
		・情報化のための支		
		援事業	テキスト代等の経	10
			費	
				補助金額 上限50
		業 		万円
	中小企業者	・商業の未来応援事	・事業立上げに必要	補助率事業費の5/
	商工業団体	業	な経費	10
	等		・土地、施設借上げ	
			料	
			・イベント等経費	
商工	飯島町商工	特産品開発支援事	• 調査研究費	補助金額 上限100
業経	会	業	• 開発資材費	万円
営確	中小企業者	・飯島町の特性を生	• 宣伝経費	補助率事業費の5/
立支	商工業団体	かした特産品等の		10
援事	等	開発事業		
業		新技術・新製品研究	・原材料、副資材	補助金額 上限100
		開発事業	費・機械装置、工	万円

l		I			l I
			具器具費・町内企	補助率事業費の5/	
			業への外注加工	10	
			費·技術指導費等		
		IS0取得支援事業	・取得に要する委託	補助金額 1件20万	
		IS09000シリーズ及	料等	円以内 10/10	
		びIS014000シリー			
		ズを新規に取得す			
		る事業(1シリーズ			
		につき1件とする)			
	中小企業者	起業支援事業	法人設立に要する	補助金額 1件25万	
			直接的経費	円以内 10/10	
			• 定款認証手数料		
			• 定款認証収入印紙		
			• 登録免許税		
商工	中小企業者	事業用施設新増設	・ 法定償却年数を経	当該固定資産に係	
業経	(ただし、	支援事業	過しない工場等固	る固定資産税相当	
営規	再生可能工	・工場等の新増設に	定資産(ただし、	額(課税免除された	
模拡	ネルギー電	係る投下固定資産	再生可能エネルギ	額を除く。)を3年	
大支	気の供給を	総額の内、商業を	ー電気の供給を行	間	
援事	行う事業に	除く事業は新設に	う事業用の施設用	ただし、単年度にお	
業	あっては、	あっては2,000万	地を除く。)の新	ける補助金の上限	
	町内発電事	円、増設にあって	増設に係る投下固	は1件500万円以内	
	業者に限	は1,000万円を超	定資産税総額		
	る。)	え、かつ、新規雇			
		用1人以上となる			
		事業。ただし、国			
		県及び町の補助又			
		は補償等を除いた			
		事業費(なお、工			
		場誘致の特例に関			
		する条例による申			
		請を行う事業を除			
		< ₀)			

i	ı	İ	1	 	1 1
企業	新規企業	事業用施設新設支	工場等固定資産(た	当該固定資産税相	
誘致	(ただし、	援事業	だし、再生可能エネ	当額(課税免除され	
促進	再生可能工	・工場等の新設に係	ルギー電気の供給	た額を除く。)を3	
事業	ネルギー電	る初期投下固定資	を行う事業用の施	年間	
	気の供給を	産総額が、商業を	設用地を除く。)の	補助率 10/10	
	行う事業に	除く事業にあって	新設に係る初期投	ただし、単年度にお	
	あっては、	は5億円以上で、か	下固定資産税総額	ける補助金総額の	
	町内発電事	つ、町内における		上限は3,000万円以	
	業者に限	新規雇用10名以上		内	
	る。)	となる事業。ただ			
		し、国県及び町の			
		補助又は補償等を			
		受けている場合に			
		は、初期投下固定			
		資産総額から国県			
		及び町の補助又は			
		補償等を除いた事			
		業費(なお、工場			
		誘致の特例に関す			
		る条例による申請			
		を行う事業費を除			
		<.)			
		上記以外の事業用	工場等固定資産(た	当該固定資産税相	
		施設新設に係る投	だし、再生可能エネ	当額(課税免除され	
		下固定資産総額が、	ルギー電気の供給	た額を除く。)につ	
		2,000万円を超え、	を行う事業用の施	いて	
		かつ、新規雇用1人	設用地を除く。)の	・土地及び家屋第1	
		以上となる事業	新設に係る投下固	年度	
			定資産税総額で、助	100/100	
			成事業認定申請後	第2年度	
			に課税されるもの	75/100	
		空き工場等を活用	空き工場等の取得	第3年度	
		した工場等で、新規	に係る投下固定資	50/100	

		 雇用1人以上となる	 産に対する固定資	 ・償卸資産第1年度	
		事業	産税額で、助成事業		
				 ただし、単年度にお	
			されるもの	ける補助金総額の	
				上限は1,000万円以	
				内	
工場	中小企業者	町及び飯島町土地	産業用地等の用地	新規企業で本社移	
等用		開発公社が所有す	取得費	 転を含む場合は、用	
地取		る産業用地等で、取		地取得価格の100分	
得事		得する土地がおお		の50以内(上限	
業		むね3,000m ² 以上で		5,000万円)	
		あることかつ取得		その他工場等の移	
		から3年以内に当該		転の場合は、取得価	
		用地において操業		格の100分の40以内	
		を開始する計画で		(上限3,000万円)	
		あるもの		ただし、単年度に交	
				付する補助金の上	
				限は1,000万円	
産業	中小企業者	飯島町の誘致活動	産業用地等の用地	新規企業で本社移	
立地		により工場立地法	取得費	転を含む場合は、用	
促進		(昭和34年法律第		地取得価格の100分	
事業		24号)の規定に基づ		の50以内(上限	
		く工場適地並びに		5,000万円)	
		都市計画法(昭和43		その他工場等の移	
		年法律第100号)の		転の場合は、取得価	
		規定に基づく工業		格の100分の40以内	
		地域及び準工業地		(上限3,000万円)	
		域並びに農村地域		ただし、単年度に交	
		への産業の導入の		付する補助金の上	
		促進等に関する法		限は1,000万円	
		律(昭和46年法律第			
		112号)の規定に基			
		づき策定した産業			

I	İ	l		 	ĺ
		導入地区及び飯島			
		町の誘致活動によ			
		り企業の立地がな			
		された産業用地等			
		で、取得する土地が			
		おおむね3,000m²以			
		上であることかつ			
		取得から3年以内に			
		当該地において操			
		業を開始する計画			
		であるもの			
	土地所有者	産業用地流動化事	当該土地等の譲渡	補助対象経費の100	
		業	に係る金額のうち、	分の20以内(上限	
		・上段に定める産業	譲渡所得等の課税	300万円)	
		立地促進事業への	対象額		
		協力のために、所			
		有する土地を譲渡			
		等する事業			
国及	国及び県が	国及び県補助制度	・国及び県が認めた	国及び、県が認めた	
び県	認めた者	に基づく事業	事業費	事業規模及び補助	
の補		・国及び県が認めた		率	
助制		事業			
度に					
基づ					
く事					
業					
特認	町長が特に	・町長が特に必要と	・町長が必要と認め	町長が必要と認め	
事業	必要と認め	認めた事業	た事業費	た事業規模及び補	
	た者			助率	